

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱新旧対照表

東 毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱新旧対照表

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成21年11月 9日 一部改正 平成22年11月10日 一部改正 平成23年 7月22日 一部改正 平成24年12月 5日 一部改正 平成24年 1月24日 <u>一部改正 平成 年 月 日</u></p> <p>(目的) 第1条 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、埼玉県及び群馬県中・西毛交通圏(以下「準特定地域」という。)の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 <u>6 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。</u></p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p>	<p>中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成21年11月 9日 一部改正 平成22年11月10日 一部改正 平成23年 7月22日 一部改正 平成24年12月 5日 一部改正 平成24年 1月24日</p> <p>(目的) 第1条 中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、埼玉県及び群馬県中・西毛交通圏(以下「特定地域」という。)の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。</p>

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
協議会の運営方法
に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)~(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)~(7)は、同第2項に規定する構成員。

(削除)

- (1) 関係地方公共団体の長
群馬県知事又はその指名する者
群馬県前橋市長又はその指名する者
群馬県高崎市長又はその指名する者
- (2) タクシー事業者等
群馬県ハイヤー協会長
群馬県ハイヤー協会前橋地区会長
群馬県ハイヤー協会伊勢崎地区会長
群馬県ハイヤー協会西毛支部長
群馬県個人タクシー協会長
- (3) 労働組合等
全自交群馬地方連合会 執行委員長
全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 副委員長
- (4) 地域住民の代表
坂本棟男 (前橋市在住：食とみどり、水を守る群馬県民会議)
清野紀美子 (高崎市在住：生活協同組合コープぐんま)
- (5) 学識経験者
大島登志彦 (高崎経済大学経済学部教授)
- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
協議会の運営方法
に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)~(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)~(8)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長又はその指名する者

- (2) 関係地方公共団体の長
群馬県知事又はその指名する者
群馬県前橋市長又はその指名する者
群馬県高崎市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
群馬県ハイヤー協会長
群馬県ハイヤー協会前橋地区会長
群馬県ハイヤー協会伊勢崎地区会長
群馬県ハイヤー協会西毛支部長
群馬県個人タクシー協会長
- (4) 労働組合等
全自交群馬地方連合会 執行委員長
全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 副委員長
- (5) 地域住民の代表
坂本棟男 (前橋市在住：食とみどり、水を守る群馬県民会議)
清野紀美子 (高崎市在住：生活協同組合コープぐんま)
- (6) 学識経験者
大島登志彦 (高崎経済大学経済学部教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者

上信電鉄株式会社社長又はその指名する者
一般社団法人群馬県バス協会長又はその指名する者

(7) その他協議会が必要と認める者

群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第17項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。

4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5～8 削除

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(削除)

関係地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。

上信電鉄株式会社社長又はその指名する者
一般社団法人群馬県バス協会長又はその指名する者

(8) その他協議会が必要と認める者

群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)～(8)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第17項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の20日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表をする。

3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。

4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

6 座長は、協議会の協議の場を総括する。

7 座長に事故等がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。

9 協議会には事務局を設置する。

10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。

(新設)

13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計14個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関東運輸局長が合意していること。

協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

___ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

___ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

___ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

___ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

___ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) 及び から までに掲げる要件を満たしていること。

準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

会長及び事務局長が合意すること。

合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

及び 以外の構成員において、第4条第1項 (3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 会長は、協議会を開催するにあたり、原則として協議会開催日の4.5日前までにその旨

___ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

___ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

___ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

___ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

___ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

(新設)

14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 会長は、協議会を開催するにあたり、原則として協議会開催日の3.0日前までにその旨

を公表するものとする。

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃にかかる意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

を公表するものとする。

18 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(新設)

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱新旧対照表

改正案	現 行
<p>東毛交通圏タクシー<u>準</u>特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成21年11月 9日 一部改正 平成23年 7月22日 一部改正 平成24年12月 5日 一部改正 平成26年 1月24日 <u>一部改正 平成 年 月 日</u></p> <p>(目的) 第1条 東毛交通圏タクシー<u>準</u>特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域<u>及び準特定地域</u>における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、東毛交通圏(以下「<u>準</u>特定地域」という。)の関係者の自主的な取組みを中心として、当該<u>準</u>特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(<u>法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。</u>以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる<u>準特定</u>地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 <u>6 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。</u></p> <p>(実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) <u>準特定</u>地域計画の作成</p>	<p>東毛交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成21年11月 9日 一部改正 平成23年 7月22日 一部改正 平成24年12月 5日 一部改正 平成26年 1月24日</p> <p>(目的) 第1条 東毛交通圏タクシー特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、東毛交通圏(以下「特定地域」という。)の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。</p> <p><u>(新設)</u> (実施事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 地域計画の作成</p>

(2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)~(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)~(7)は、同第2項に規定する構成員。

(削除)

(1) 関係地方公共団体の長

群馬県知事又はその指名する者

群馬県太田市長又はその指名する者

群馬県桐生市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

群馬県ハイヤー協会長

群馬県ハイヤー協会館林地区会長

群馬県ハイヤー協会太田地区会長

群馬県ハイヤー協会桐生地区会長

(3) 労働組合等

全自交群馬地方連合会 執行委員長

全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 副委員長

(4) 地域住民の代表

高瀬 増男 (太田市在住：食とみどり・水を守る太田市民会議)

上野 ひさ (桐生市在住：群馬県退職女性教職員の会)

(5) 学識経験者

大島登志彦 (高崎経済大学経済学部教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者

東武鉄道株式会社経営企画部課長又はその指名する者

一般社団法人群馬県バス協会長又はその指名する者

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)~(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)~(8)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長又はその指名する者

(2) 関係地方公共団体の長

群馬県知事又はその指名する者

群馬県太田市長又はその指名する者

群馬県桐生市長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

群馬県ハイヤー協会長

群馬県ハイヤー協会館林地区会長

群馬県ハイヤー協会太田地区会長

群馬県ハイヤー協会桐生地区会長

(4) 労働組合等

全自交群馬地方連合会 執行委員長

全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部 副委員長

(5) 地域住民の代表

笠原 進一 (太田市在住：食とみどり・水を守る太田市民会議)

上野 ひさ (桐生市在住：群馬県退職女性教職員の会)

(6) 学識経験者

大島登志彦 (高崎経済大学経済学部教授)

(7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社高崎支社長又はその指名する者

東武鉄道株式会社経営企画部課長又はその指名する者

一般社団法人群馬県バス協会長又はその指名する者

(7) その他協議会が必要と認める者

群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

2 協議会は、前項(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第17項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画出来るものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。

4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5～8 削除

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(削除)

— 関係地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。

— 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半

(8) その他協議会が必要と認める者

群馬県警察本部交通部交通規制課長又はその指名する者
群馬労働局労働基準部監督課長又はその指名する者

2 協議会は、前項(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(6)～(8)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第17項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の20日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画出来るものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表をする。

3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。

4 会長に事故等がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

6 座長は、協議会の協議の場を総括する。

7 座長に事故等がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。

9 協議会には事務局を設置する。

10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。

(新設)

13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計14個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関東運輸局長が合意していること。

— 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

— 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数で

数であること。

— 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

— 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

— 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

— 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) 及び から までに掲げる要件を満たしていること。

準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

会長及び事務局長が合意すること。

合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

及び 以外の構成員において、第4条第1項 (3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 会長は、協議会を開催するにあたり、原則として協議会開催日の4 5日前までにその旨を公表するものとする。

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

あること。

— 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

— 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

— 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

— 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。
(新設)

14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 会長は、協議会を開催するにあたり、原則として協議会開催日の3 0日前までにその旨を公表するものとする。

18 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない (新設)

場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃にかかる意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。